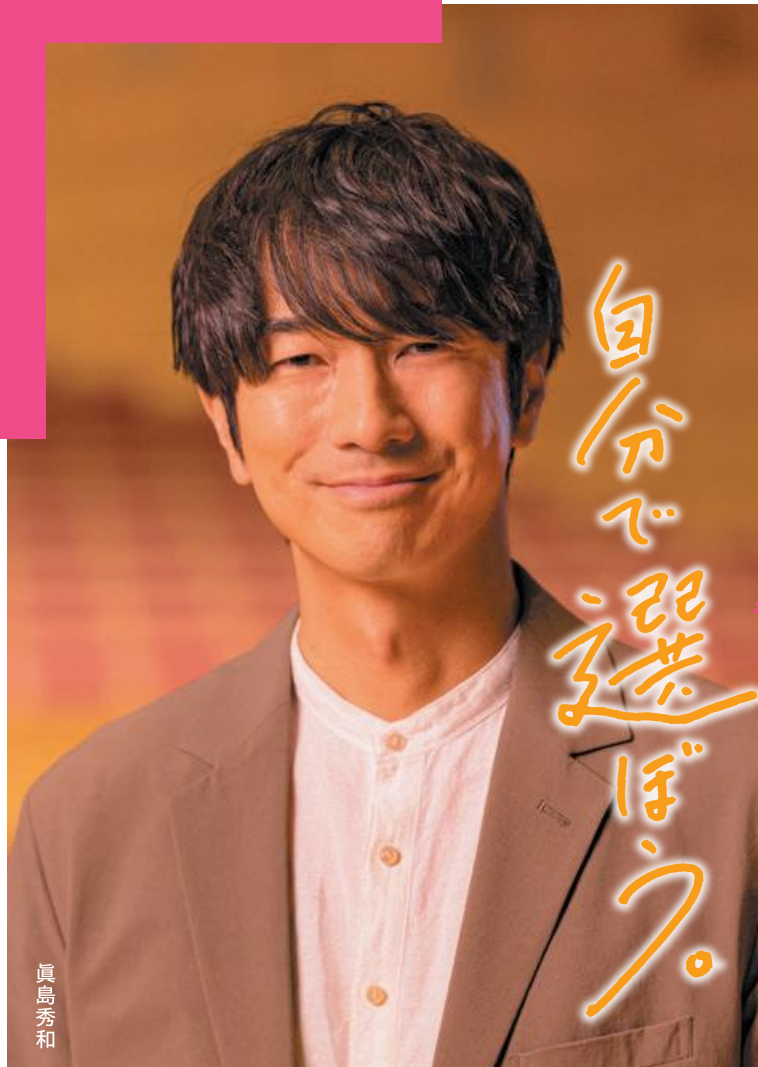




眞島秀和



ジェニー

投票日

7月10日

午前7時から午後8時まで

※一部地域を除く



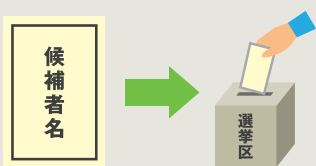
## 参議院議員通常選挙

期日前投票をご活用ください 6月23日(木) → 7月9日(土)  
午前8時30分から午後8時まで(一部地域を除く)

行こう  
家族で  
投票は

### 選挙区選挙は クリーム色

候補者名を記載して投票します。



### 比例代表選挙は 白色

候補者名または政党等名を記載して投票します。  
※特定枠の候補者名を記載した投票は、比例代表名簿を届け出た政党等への投票とみなされます。



- 選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。
- 3年ごとに半数が改選されるため、今回の選挙で選出される定数は、選挙区選挙で74人(山形県は1人)、比例代表選挙で50人、計124人です。
- 比例代表名簿を届け出る政党等は、「優先的に当選人となるべき候補者」をその他の候補者と区分して名簿に記載することができます(特定枠)。



# 期日前投票をご活用ください

レジャーや買い物などで、投票日当日に投票できそうにない人も、**期日前投票**ができます。



**期日前投票**は午前8時30分から午後8時までできます。



**期日前投票**の手続きは簡単です。



期日前投票を積極的に活用することは、投票日当日に選挙人が集中することを防ぎ、投票所での3密防止に繋がります。

## 引越してきて3か月を経過していない方は

**不在者投票** または **前の住所地での投票** を（前の住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。）

### 今の住所地で投票する方法(不在者投票)

#### ① 投票用紙等を請求

前の住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。

※お早めに請求方法を最寄りの市町村選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ② 投票用紙等を入手

前の住所地の選挙管理委員会から投票用紙等の書類が届きます。

※開封厳禁の書類を開けたり、投票用紙に記入したりしないでください。

#### ③ 必要書類を持って不在者投票所へ



### 前の住所地に行って投票する方法

前の住所地に行ける方は、その(期日前)投票所において投票できます。

## 投票所では感染防止対策を徹底しています

#### 投票所が実施するもの

- 手指消毒液などの設置
- 職員のマスク着用
- 定期的な換気
- 投票記載台などの消毒

#### 有権者へのお願い

- 不織布マスクの着用
- 来場前後の手洗い、手指消毒
- 身体的距離の確保

投票所には、鉛筆・シャープペンシルを持参できます。



## 特例郵便等投票ができます

- 新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をされている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。
- 投票を希望される方は、投票用紙を請求する必要があります。

請求先：(在外)選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会

請求期限：令和4年7月6日(水)まで【必着】

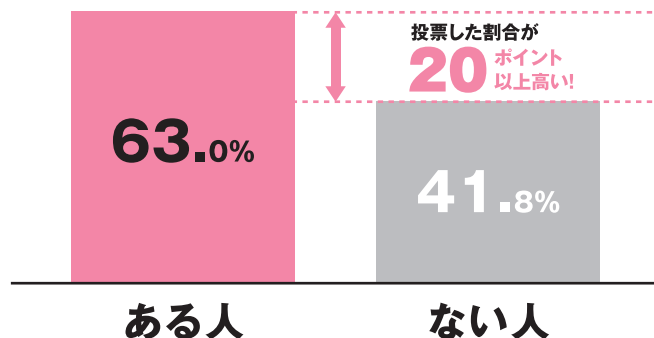
詳しくはこちら <https://www.pref.yamagata.jp/910001/senkan.html>



## 親子で、家族で、一緒に投票へ

- 18歳から投票できます。
- 18歳未満のご家族も、一緒に投票所に入ることができます。
- 親の投票参加が、将来の子どもの投票行動に影響を与えることが分かっています。

子どもの頃に、親の投票について行ったことのある人・ない人の投票参加の比較



※H28年参院選後の総務省「18歳選挙権に関する意識調査」(18～20歳の男女3,000人に行ったインターネット調査より)